

ウイルス性出血熱等一類感染症への行政対応の手引き（仮称） （案）

平成 27 年〇〇月

厚生労働省健康局結核感染症課

- 1 はじめに
- 2 基本的事項
 - 2.1 病原体の特徴と臨床像
 - 2.1.1 病原体
 - 2.1.2 流行地域
 - 2.1.3 感染経路
 - 2.1.4 臨床像
 - 2.1.5 感染性のある期間
 - 2.2 リスク評価
 - 2.2.1 想定すべき発生状況
 - 2.2.1.1 検疫での患者発見
 - 2.2.1.2 国内での患者発見
 - (2.2.1.3 海外での邦人感染)
 - (2.2.1.4 洋上での邦人感染)
 - 2.2.2 国立感染症研究所によるリスク評価、その手法
- 3 対応体制
 - 3.1 位置づけ
 - 3.2 省内の体制
 - 3.3 政府内対策本部体制
 - 3.4 自治体の対応
- 4 感染症法に基づく届出基準
- 5 感染のリスクがある者及び患者等発生時の行政対応
 - 5.1 検疫所での初期対応
 - 5.1.1 健康監視者について保健所との連携フロー

- 5.2 国内での患者発生時の基本的な対応フロー
- 5.3 保健所での初期対応
- 5.4 行政対応者の安全管理
 - 5.4.1 必要な装備及び備品
 - 5.4.2 個人防護具の着脱
 - 5.4.3 対応者の健康管理
- 5.5 関係機関との連携
 - 5.5.1 患者等の搬送への協力について
 - 5.5.2 旅館業の宿泊施設におけるエボラ出血熱への対応について
 - (5.5.3 医療機関との連携について)
- 6 ラボ診断
 - 6.1 検査材料の採取
 - 6.2 検体材料の輸送
- 7 消毒・汚染除去等
- 8 疫学調査及び接触者の管理
- 9 医療機関における体制
 - 9.1 指定感染症・第一種感染症指定医療機関
 - 9.2 一類感染症の治療に関する専門家会議
 - 9.3 退院基準
 - 9.4 廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について
- 10 遺体の管理
- 11 調査研究の実施
- 12 広報及び情報提供
 - 12.1 自治体への情報提供
 - 12.2 入国者・帰国者への情報提供
 - 12.3 疑似症及び患者に関する情報公開について